

市立函館病院 地域医療支援病院運営委員会要綱

(設 置)

第1条 市立函館病院が地域医療支援病院として適切な業務の遂行に資するため、市立函館病院地域医療支援病院運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、地域医療支援病院として市立函館病院が医療法第4条第1項に定める、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて市立函館病院長に意見をすることを目的とする。

(所掌事項等)

第3条 委員会は、当該地域医療支援病院が、地域のかかりつけ医、かかりつけ歯科医等からの要請に適切に対応し、地域における医療の確保のために必要な支援を行うよう、主として共同利用の実施、救急医療の提供、地域の医療従事者に対する研修の実施、諸記録の管理、諸記録の閲覧、紹介患者に対する医療提供、患者に対する相談体制その他に関する管理者の業務遂行状況について審議し、市立函館病院長に意見を述べることを役割とする。

(組 織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、地域における医療の確保のために必要な審議を行う上で必要と認められる者で、次に掲げる者のうちから市立函館病院長が委嘱する。なお、市立函館病院の職員は委員総数の1/3以下とする。

- (1) 南渡島二次医療圏における医療行政を行う機関の代表
- (2) 南渡島二次医療圏における医師会が組織する団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 函館市民の代表
- (5) 市立函館病院職員

(任 期)

第5条 委員の任期は原則2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員は、任期満了後においても、後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

3 任期途中で委員の交代があった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理又は代行する。

(会 議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、原則年4回の定例会とし必要に応じて臨時会を開催する。
- 4 議決すべき案件については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(庶 務)

第8条 委員会の事務局は、市立函館病院に置く。

(補 足)

第9条 全各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。